

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成27年12月10日(2015.12.10)

【公表番号】特表2014-532910(P2014-532910A)

【公表日】平成26年12月8日(2014.12.8)

【年通号数】公開・登録公報2014-067

【出願番号】特願2014-537426(P2014-537426)

【国際特許分類】

G 06 Q 50/18 (2012.01)

【F I】

G 06 Q 50/18 100

【手続補正書】

【提出日】平成27年10月22日(2015.10.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

複数のIP発注記録を格納するようにされたIP発注データベースと通信するようにされた指示ツールを含む知的財産(IP)の申請を指示するためのコンピュータシステムにおいて、

各IP発注記録は、(a)少なくとも1つの受信代理人電子メールアドレス、(b)更新可能ステータスを含み、

前記指示ツールは、特定のIP発注記録に対応するURLを含む電子メールを対応する受信代理人電子メールアドレスへ送信するようにされる、ことを特徴とするシステム。

【請求項2】

請求項1に記載のコンピュータシステムにおいて、前記符号化URLが活性化されると、前記システムは前記特定のIP発注記録に対応する前記更新可能ステータスを更新する、ことを特徴とするシステム。

【請求項3】

請求項1または2に記載のコンピュータシステムにおいて、前記更新可能ステータスは第1、第2、第3、および第4段階のうちの少なくとも1つを含む、ことを特徴とするシステム。

【請求項4】

請求項3に記載のコンピュータシステムにおいて、前記第1段階は「指示された」に対応し、前記第2段階は「受信された」に対応し、前記第3段階は「申請された」に対応し、前記第4の段階は「翻訳完了」に対応する、ことを特徴とするシステム。

【請求項5】

請求項1乃至4の何れか一項に記載のコンピュータシステムにおいて、前記URLは符号化URLである、ことを特徴とするシステム。

【請求項6】

請求項1に記載のコンピュータシステムにおいて、前記URLは、活性化されると、ユーザが前記IP発注記録の前記更新可能ステータスを複数の段階へ更新できるようにするウェブサイトへのアクセスを提供する、ことを特徴とするシステム。

【請求項7】

請求項2乃至6の何れか一項に記載のコンピュータシステムにおいて、前記URLが活

性化されると、前記コンピュータシステムは受信代理人電子メールアドレスへ確認電子メールを自動的に送信する、ことを特徴とするシステム。

【請求項 8】

IP 発注データベースとウェブサービス応答プロセッサとを含む知的財産記録資料編成システムにおいて、

前記 IP 発注データベースは、それぞれが更新可能ステータスを含む複数の IP 発注記録を格納するようにされ、

前記ウェブサービス応答プロセッサは、ウェブサービス応答を受信することに応答して少なくとも 1 つの IP 発注記録の更新可能ステータスを更新するようにされる、ことを特徴とするシステム。

【請求項 9】

請求項 8 に記載の記録資料編成システムにおいて、前記ウェブサービス応答は少なくとも (a) IP 内発注識別子と (b) ステータス更新指標の情報を含む XML ファイルを含む、ことを特徴とするシステム。

【請求項 10】

請求項 9 に記載の記録資料編成システムにおいて、前記ステータス更新指標は前記 IP 発注識別子に対応する IP 発注記録の 1 段階から別の段階へのステータスの変化を表す、ことを特徴とするシステム。

【請求項 11】

請求項 8 に記載の記録資料編成システムにおいて、前記ウェブサービス応答プロセッサはさらに、前記 IP 発注データベース内の前記ウェブサービス応答に対応する新しい IP 発注記録を作成するようにされる、ことを特徴とするシステム。